

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-7
処分の種類	要措置区域内における汚染除去等の措置命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第7条第8項			
処分の概要	要措置区域内において、汚染除去等計画に従い措置を講じてないと認めるときは、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・土壌汚染対策法 第7条第8項 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			